

第七問

(満点 100点)

第八問とあわせ
時間 2時間

『監査基準』の第二 一般基準の5は「監査人は、a. 監査計画及びこれに基づき実施した監査の内容並びに判断の過程及び結果を記録し、b. 監査調書として保存しなければならない。」と規定している。また、第三 実施基準 二 監査計画の策定の3は「監査人は、c. 企業の内部統制の状況を把握して統制リスクを暫定的に評価し、財務諸表項目自体が有する固有リスクも勘案した上で、統制評価手続に係る監査計画並びに発見リスクの水準に応じた実証手続に係る監査計画を策定し、d. 実施すべき監査手続、実施の時期及び範囲を決定しなければならない。」と規定している。これに関して下記の問に答えなさい。

- 問1** 下線部Aという「監査計画」の意義について説明しなさい。
- 問2** 下線部Bという「監査調書」の作成目的を5つ挙げて、説明しなさい。
- 問3** 監査調書の作成目的を満たすとともに、監査の全体的な理解に資するために具備しなければならない監査調書の質的要件を5つ列挙し、それぞれについて説明しなさい。
- 問4** 監査調書の査閲は、監査の品質管理の上からも重要である。品質管理が必要とされる理由について、監査人の職業倫理の観点から説明しなさい。
- 問5** 下線部Cは、監査人に対して、企業の内部統制の状況を把握して統制リスクを暫定的に評価することを求めている。ここにいる「暫定的評価」の意味について説明しなさい。
- 問6** 下線部Dという監査手続の実施は、原則として試査に基づくことが求められている。下記の(1)から(5)は、財務諸表の監査が試査に基づくことの根拠についての記述である。明らかに誤っていると考えられる記載箇所を含む2つの記述の番号を書き、誤っている箇所についてその理由を説明しなさい。
- (1) 近代統計学が発達し、数多くの推測統計の技法を生み出されています。母集団すべてを調べなくとも、そのうちの一部を調べれば、そこから母集団の状態を一定の信頼水準で推測できるような技法も確立されていますし、限られた手許のデータだけからでも、役に立つ情報を得ることのできる技法もあります。こうした統計理論を使ったサンプリングによる試査が認められていることから理解できるように、統計理論が試査の理論的な根拠を提供しています。
 - (2) 監査には、かけることができる費用と時間に制約があります。監査報酬は当事者間での個別の契約により決定されますし、株主総会の期日や有価証券報告書の提出期日も決まっています。こうした幾つかの制約の中で監査をしなければならないのですから、疑わしいことの有無にかかわらず、限られた資源の中で監査手続を実施しなければならずこのことから試査が採用されています。
 - (3) 財務諸表の監査では、財務諸表の全体的な適正性が保たれているかどうかについて、監査人が意見を表明することを目的としています。この点が、犯罪行為を摘発することを目的とした犯罪捜査や税務査察とは性質が大きく異なります。つまり、多くの場面で重要性の判断が求められており、利用者の意思決定に重要な影響を及ぼさない事項については、特に問題とする必要はないため、全体を鳥瞰するための方法として試査によることが認められています。
 - (4) 精査とは、特定の監査手続の実施に際して、母集団からそのすべての項目を抽出して、それに対して監査手続を実施することです。精査は、母集団が少数の金額的に重要な項目から構成されている場合や、固有リスクと統制リスクの程度がともに高く、精査以外の方法では十分かつ適切な監査証拠を入手し得ないと判断される場合などに適合します。しかし、精査によっても、サンプリングの生じる可能性があるため、試査が原則とされているのです。
 - (5) 企業規模の拡大や経済取引の多様化ないし複雑化により、検証対象のすべてを監査人が吟味・検討することは、もともと無理があります。そのため、現実には、企業側において、会計上の不正や誤謬の発生を防止ないし抑制する内部統制システムが有効に機能していることが求められます。こうした有効な内部統制に依拠できることを前提にしてはじめて試査を採用することが認められるのです。